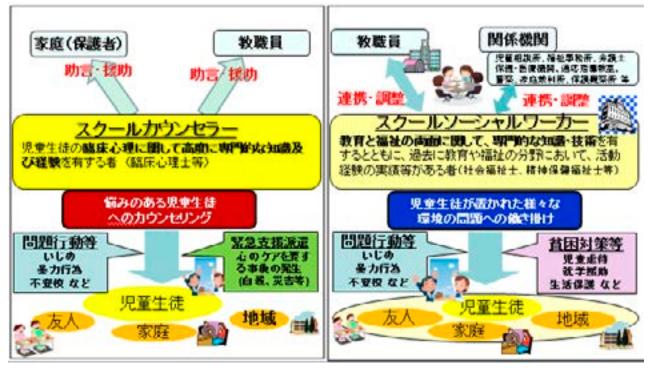
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー



提供:文部科学省

② 学校における相談対応能力の向上等 【施策番号167】

文部科学省においては、学校の教職員が児 童生徒の相談等に的確に対応できるよう、生 徒指導の指導者となる教員に対して教育相談 に関する研修を実施している。

また、教育相談体制の充実等については、 P51【施策番号61】、P51【施策番号62】参照

(24) 相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進

【施策番号168】

P86【施策番号165】参照

②5 各都道府県警察に対する犯罪被害者 等への情報提供等の支援に関する指導・ 督励及び好事例の勧奨

【施策番号169】

警察庁においては、情報提供を始めとする 基本的な犯罪被害者支援施策が確実に実施さ れるよう、各種会議等を通じて各都道府県警 察に対し指導・督励や好事例の勧奨を行うと ともに、毎年、被害者支援担当者体験記を発 行し, 各都道府県警察に配付している。

(26) 「被害者の手引」の内容の充実等 【施策番号170】

ア 警察庁においては、平成20年11月、「被害者の手引」モデル案を改訂し、新たに、被害者参加制度や損害賠償命令制度の情報を掲載したほか、刑事手続や裁判で利用できる制度についての情報や、犯給制度等の経済的支援や被害の回復についての情報、各種相談機関・窓口についての情報の充実

また、平成22年4月、少年事件の処理の流れが分かりやすく「被害者の手引」に示されるようそのモデル案を作成するなど、少年犯罪の被害者に向けた情報提供の充実を図っている。

を図っている。

「被害者の手引」は、これまでと同様に 被害者連絡の対象者に配布するほか、被害 者連絡の対象者以外にも、刑事手続・犯罪 被害者等のための制度を教示する際などに 広く活用することとしている。

また. これら犯罪被害者等のための制度

等に関する情報は、ホームページ上でも紹 介している。

【施策番号171】

イ P73【施策番号118】参照

(27) **犯罪被害者等の保護・支援のための** 制度の周知

【施策番号172】

損害賠償請求制度に関する情報提供の充実 については、P31【施策番号4】参照

警察においては、犯罪被害遺児に対する奨 学金給与事業等を実施している公益財団法人 犯罪被害救援基金(http://kyuenkikin.or.jp) について情報提供を行っている。同基金で は、昭和56年5月の基金設立以来、平成27年 3月までに1.978人の犯罪被害遺児を奨学生 として採用し、約23億6,351万円の奨学金を 給与している。また、同基金では、20年12月 から、基本法の趣旨を踏まえ、現に著しく困 窮している犯罪被害者等であって、社会連帯 共助の精神にのっとり特別な救済を図る必要 があると認められる者に対して支援金を支給 する事業を実施しており、20年度から26年度 までに、海外での殺傷事件の被害者等4人 と、現に著しく困窮している被害者等4人に 総額1.950万円を支給している。

○ 海上保安庁においては、ホームページ (http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/hanzaihigai/index.files/hanzaihigai.pdf) で犯罪被害者支援制度に係る周知を図るとともに、犯罪被害者等支援に係る業務を専門的かつ総合的に取り扱う警務管理官の指導の下、犯罪被害者等支援主任者に指名された海上保安官により、関係機関との連携・情報提供等に努めている。

(28) 刑事の手続等に関する情報提供の充実 【施策番号173】

ア P72 【施策番号117】参照

【施策番号174】

イ P73【施策番号119】参照

29 医療機関等と関係機関・団体等との 連携・協力の充実・強化及び医療機関 における情報提供等の充実

【施策番号175】

ア 厚生労働省においては、医療機関等が犯 罪被害者等支援に係る諸機関・団体等と連 携・協力できるよう、犯罪被害者等の支援 等に関する情報提供を必要に応じて実施す るなど、適切に対応している。

【施策番号176】

イ 保健所や精神保健福祉センターにおいて は、犯罪被害者等に対して、精神保健に関 する相談支援を実施しており、医療機関等 の関係機関と連携している。

なお,精神保健福祉センターにおいては,専門知識を有する者による面接相談や電話相談(「こころの電話」)の窓口を設置し,地域住民が気軽に相談できるような体制を整備している。また,必要に応じ医師による診察を行い,医療機関への紹介や医学的指導等を行っている。

(30) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

【施策番号177】

都道府県警察においては、性犯罪被害者から被害相談等を受けるための性犯罪相談専用電話窓口の設置、相談室の整備等を推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡充を図っている。

また,事件化を望まない性犯罪被害者に対しても,民間被害者支援団体が提供し得る支援の内容や秘密が守られることなどを十分に説明した上で,犯罪被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなど,当該被害者が早期に民間被害者支援団体による支援を受けやすくなるように努めている。

平成26年4月現在,全国の都道府県警察本部においては,女性警察官等による性犯罪電話相談の受理体制,相談室が整備されている。

(31) 地域包括支援センターによる支援 【施策番号178】

地域包括支援センターでは、地域の住民や 民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは 十分に問題を解決することができない、適切 なサービス等につながる方法が見つからない などの困難な状況にある高齢者に対し、成年 後見制度の活用や高齢者虐待への対応など高 齢者の権利擁護のための支援につなぐため、 市町村、保健所、医療機関等と連携を図り、 適切に対応している。

(32) 日本司法支援センターによる支援 【施策番号179】

ア P31【施策番号2】参照

【施策番号180】

イ P72【施策番号116】参照

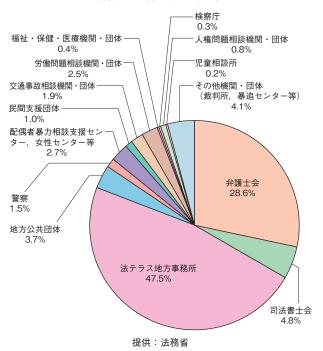
【施策番号181】

力 日本司法支援センターの犯罪被害者支援 業務においては、警察庁や日本弁護士連合 会等の関係機関・団体に対する同センター の周知とともに、これら関係機関・団体と 十分な連携を図っていくことが求められて おり、各都道府県警察等が事務局となって 主催している被害者支援連絡協議会のほ か、警察、地方公共団体、日本弁護士連合 会、民間被害者支援団体等の関係機関・団 体を招いて開催する地方協議会においの国選 弁護制度に関する説明及び犯罪被害者週間 における啓発・広報活動等を行い、被害者 支援に関する関係機関・団体との連携・協 力関係の強化を図った。

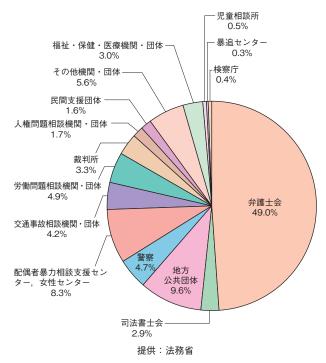
これらの取組を通じて、日本司法支援センターは、犯罪被害者等の支援に携わる弁護士によるサービスの質の向上を目指し、弁護士会や犯罪被害者支援団体との連携・協力の下、犯罪被害者支援のための研修について広く実施できるよう努めたり、犯罪被害者等が必要とする支援にたどり着けるよう、犯罪被害者等の状況に応じた最適の専門機関・団体を紹介するコーディネー

ターとしての役割を果たしたりしている。

犯罪被害者支援ダイヤルで対応した問合せに対する 紹介先(平成26年度)



地方事務所で対応した問合せに対する紹介先 (平成26年度)



犯罪被害者支援ダイヤルにおける平成26 年4月1日から27年3月末日までの問合せ 件数は1万3,137件であった。主な問合せ 内容は,生命・身体犯被害,配偶者等から の暴力 (DV), 性被害, ストーカー被害等 である。

全国の地方事務所における電話及び担当

者との面談による犯罪被害者支援に関する 情報提供件数は平成26年4月1日から27年 3月末日までに1万2.695件であった。

日本司法支援センターによる支援

	業務	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度**
犯罪被害者支援業務								
	犯罪被害者支援ダイヤル受電件数	8,541件	10,429件	10,482件	9,780件	11,048件	11,321件	13,137件
	地方事務所受付件数	11,403件	15,616件	14,089件	13,096件	15,582件	14,081件	12,695件

※平成26年度は、速報値である。

提供:法務省

③ 自助グループの紹介等

【施策番号182】

警察においては、犯罪被害者等の要望を踏まえ、相談や支援等の機会や民間被害者支援 団体を通じて、犯罪被害者等に自助グループ を紹介している。

③4 犯罪被害者等施策のホームページの 充実

【施策番号183】

内閣府においては、犯罪被害者等施策に関する情報(関係法令、相談機関、地方公共団体における犯罪被害者等施策担当窓口部局など)を犯罪被害者等施策のホームページ(http://www8.cao.go.jp/hanzai/contents.html)に掲載し、適宜、見直し作業を行っている。また、犯罪被害者白書の概要版について、英文による情報提供も行っている。

さらに、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)サイトを活用し(http://www8.cao.go.jp/hanzai/sns/facebook.html),各地における事業の紹介等、犯罪被害者等施策に関する情報発信を行っている。

犯罪被害者等施策ホームページ



(35) インターネット以外の媒体を用いた 情報提供

【施策番号184】

各省庁においては、インターネット等で情報を得ることができる者とそうでない者との間に不公平が生じることのないよう配慮するとともに、積極的な情報提供に努めている。

内閣府においては、各省庁の施策や民間支援団体等の活動状況等について、毎年犯罪被害者白書を発行しており、犯罪被害者等と接点を有する関係省庁・機関、地方公共団体、民間犯罪被害者支援団体等に送付するほか、広報啓発活動(P103コラム15「犯罪被害者週間の実施」参照)時の展示スペースの活用等を通じ、犯罪被害者等に情報提供を行っている。また、犯罪被害者白書公表や「犯罪被害者週間」広報啓発事業の開催に当たり、メディアに対して説明するなど、積極的な情報提供に努めている。

犯罪被害者週間の中央イベントでの ポスター等展示状況



警察庁においては、「被害者の手引」(P87 【施策番号170】参照)・「警察による犯罪被害 者支援」(P106【施策番号230】参照)等によ り積極的な情報提供に努めている。

総務省においては、住民基本台帳の閲覧制度の改正について、地方公共団体に対する説明会を開催し、その模様を自治体衛星通信機構において放映するとともに、同通信機構において紹介番組を放映した。また、ポスターやリーフレットを作成し、全市町村の窓口に配置した。

法務省においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」、犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」等により積極的な情報提供に努めている(P72【施策番号117】参照)。

文部科学省においては、犯罪被害者等施策 にかかわる省庁の協力を得て、「被害者の手 引」など当該制度に関する案内書や申込書を 教育委員会に常備し、教育関係者等に提供し ている。

厚生労働省においては、児童虐待について幅広く国民の理解を深め、社会的関心を喚起するため、全国フォーラムの開催、広報啓発ポスター・リーフレットの作成、配布、政府広報を活用したラジオやインターネットテレビ等により児童相談所全国共通ダイヤルの周知徹底を図るなどの広報啓発活動を実施している(P105【施策番号225】参照)。

国土交通省においては、公営住宅の管理主

体に対し、配偶者からの暴力被害者を始めとする犯罪被害者等を対象とした公営住宅への 入居に係る配慮を依頼する通知を発出し、地 方公共団体においても、募集パンフレットへ の記載等を通じて、適切な運用が図られるよ う努めている。

(36) 更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援の充実

【施策番号185】

法務省においては、全国の保護観察所に被害者担当官及び被害者担当保護司を配置し、その協働態勢の下、主として、被害に係る刑事裁判が終了した後又は被害に係る加害者が保護処分を受けた後に、犯罪被害者等に対して相談・支援を行っている。相談・支援の実施においては、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴するとともに、犯罪被害者支援に必要な情報を提供するなどしているほか、支援の円滑な実施及び支援内容の充実を期するため、国や地方公共団体の機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等との連携の強化を図り、協力関係を発展させるよう努めている。

(37) 保護司に対する研修等の充実

【施策番号186】

法務省においては、刑事裁判及び少年審判 終了後の相談対応の充実のため、保護観察所 に配置されている被害者担当保護司を対象と する研修における犯罪被害者等支援の実務家 による講義、事例研究及び犯罪被害者等支援 の実践的技能を修得させるためのロールプレ イ方式による演習の実施など、被害者担当保 護司の犯罪被害者等への適切な対応を確実に するための研修等の充実を図っている。ま た、被害者担当保護司以外の保護司を対象と した研修においても、更生保護における犯罪 被害者等施策を取り上げ、研修内容の充実を 図っている。

(38) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の 促進

【施策番号187】

文部科学省においては、不登校児童生徒への対応に際して、中核的な機能を果たす教育支援センター(適応指導教室)等の整備充実を促進するとともに、平成26年度は昨年度に引き続き、「いじめ対策等生徒指導推進事業」において、いじめによる不登校等の問題を抱える児童生徒に対する効果的な支援について、教育支援センター(適応指導教室)における指導・支援、外部人材や関係機関とのネットワークを活用した支援の在り方等の観点から調査研究を実施し、その内容を都道府県等に普及している。

(39) 犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的 支援の促進

【施策番号188】

P23「5 問題行動に対する連携ブロック 協議会」参照

平成26年度は昨年度に引き続き、「いじめ対策等生徒指導推進事業」において、いじめや暴力行為等の問題を抱える児童生徒に対する効果的な支援について調査研究を実施し、その内容を都道府県等に普及している。

さらに、その他の問題については、児童生徒の抱える問題に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に必要な経費を補助し、教育相談体制の充実を図っており、平成25年度においては、スクールカウンセラーを小中学校等2万310箇所に、スクールソーシャルワーカーを教育委員会等に1,008人配置している。

(40) 日本司法支援センターによる長期的 支援

【施策番号189】

日本司法支援センターにおいては、被害を受けた時からの時間的経過の長短を問わず.

情報提供等を通じた支援を行っている。

(41) 海外における邦人の犯罪被害者等に 対する情報提供等

【施策番号190】

在外公館においては、現地警察への届出に 関する助言や弁護士・通訳者のリスト、医療 機関に関する情報提供のほか、御本人による 連絡ができない場合に御家族との連絡の支援 や緊急移送に関する助言、死亡者の御遺体の 身元確認に関する支援等を行っている。

また、外務省においては、海外で邦人の犯 罪被害を未然に防止するとともに、被害に 遭った場合の対処法について広く周知を図る ため、広報冊子「~海外旅行のトラブル回避 マニュアル〜海外安全虎の巻」を改訂の上、 全国の都道府県旅券事務所や旅行会社, 在外 公館等に配布するとともに、海外安全ホーム ページ (http://www.anzen.mofa.go.jp/ pamph/pamph.html) にも掲載し、より多く の国民がこれらの情報を入手しやすくなるよ う努めた。今後とも、これら広報資料の改訂 や海外安全ホームページへの掲載を通じ、海 外における邦人の犯罪被害者等に対する情報 を更に分かりやすくするとともに、 国民が事 前にこれらの情報を得る機会が増加するよう 取り組んでいく。

海外安全虎の巻



提供:外務省

平成25年(2013年)に、在外公館及び財団法人交流協会(台湾)が取り扱った海外における犯罪被害に係る援護件数は5,353件(5,746人)であり、そのうち最も多いものは「窃盗被害」(4,400件、4,660人)となっており、これに「詐欺被害」(397件、433人)、「強盗被害」(294件、317人)が続いている。

2013年に在外公館が取り扱った邦人の 犯罪被害援護件数

件名	件数	人数
殺 人	9	26
傷害・暴行	108	118
強姦・強制猥褻	34	39
脅迫・恐喝	41	47
強盗・強奪	294	317
窃 盗	4,400	4,660
詐 欺	397	433
誘 拐	2	2
구 ㅁ	2	18
その他	66	86
計	5,353	5,746

(注) 在外公館が援護を実施した事案のみであり、発生した全ての事案ではない。

提供:外務省(出典:2013年海外邦人援護統計)

警察庁においては、外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者や日本国内の遺族等に対し、国内での支援に関する各種情報の提供や帰国時の空港等における支援など適切な支援活動に努めている。

2 調査研究の推進等(基本法第21条関係)

(1) 犯罪被害者の精神健康の状況とその 回復に関する研究

【施策番号191】

厚生労働省においては、平成17年度より厚生労働科学研究で「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を3年計画で行い、19年度に精神科医療機関における犯罪被害者治療を促進するための提言をまとめ、20年度には、「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引」(http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/Shiryo_tebikizenbun.pdf)を精神保健福祉センターに配布した。

また、平成20年度より厚生労働科学研究で「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と介入手法の開発に関する研究」を3年計画で行い、それを踏まえて、23年度からは新たに「大規模災害や犯罪被害等によ

る精神疾患の実態把握と対応ガイドラインの 作成・評価に関する研究」(主任研究者金吉 晴)を3年計画で実施しており、24年度には 「犯罪被害者に対する急性期心理社会支援ガ イドライン(分担研究者中島聡美(国立精 神・神経医療研究センター)他、平成25年2 月15日初版)」(http://www.ncnp.go.jp/ nimh/seijin/www/kvusei.html)を作成した。 さらに、25年度においては、産婦人科の医療 現場. 犯罪被害者等早期援助団体. 性暴力被 害者支援センター等で活用できるよう、性暴 力被害者に対して心理教育や支援情報を提供 するパンフレット「一人じゃないよ」を作成 した。また、これらのガイドラインやパンフ レットについて、犯罪被害者のメンタルヘル ス情報ページ(http://www.ncnp.go.jp/ nimh/seijin/www/index.html) より無料で ダウンロードできるようにした。